

二 金融機関の合併及び転換の手續等に関する内閣府令（昭和四十三年大蔵省令第二十七号）

改正案	現行
<p>（合併認可申請書の添付書類）</p> <p>第二十二条 金融機関の合併及び転換に関する法律施行令（昭和四十三年政令第四百十三号。以下「令」という。）第二条に規定する内閣府令で定める書類は、合併の場合にあつては、次に掲げる書類とする。</p> <p>一〜七 （略）</p> <p>八 吸収合併存続金融機関又は新設合併設立金融機関の定款、業務方法書、事業計画書、営業所又は事務所の所在地を記載した書面並びに役員の構成、その氏名及び略歴（役員が法人である場合にあつては、その名称及び沿革。次条第六号において同じ。）を記載した書面</p> <p>八の二 吸収合併存続金融機関又は新設合併設立金融機関が会計監査人を置く場合には、当該吸収合併存続金融機関又は新設合併設立金融機関の会計監査人の履歴書（会計監査人が法人であるときは、当該会計監査人の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の履歴書。次条第六号の二において同じ。）</p> <p>九〜十七 （略）</p> <p>（転換認可申請書の添付書類）</p>	<p>（合併認可申請書の添付書類）</p> <p>第二十二条 金融機関の合併及び転換に関する法律施行令（昭和四十三年政令第四百十三号。以下「令」という。）第二条に規定する内閣府令で定める書類は、合併の場合にあつては、次に掲げる書類とする。</p> <p>一〜七 （略）</p> <p>八 吸収合併存続金融機関又は新設合併設立金融機関の定款、業務方法書、事業計画書、営業所又は事務所の所在地を記載した書面並びに役員の構成、その氏名及び略歴（役員が法人である場合にあつては、その名称及び沿革）を記載した書面</p> <p>（新設）</p> <p>九〜十七 （略）</p> <p>（転換認可申請書の添付書類）</p>

第二十三条 令第二条に規定する内閣府令で定める書類は、転換の場合にあつては、次に掲げる書類とする。

一～五 (略)

六 転換後金融機関の定款、業務方法書、事業計画書及び営業所又は事務所の所在地を記載した書面並びに役員の構成、その氏名及び略歴を記載した書面

六の二 転換後金融機関が会計監査人を置く場合には、当該転換後金融機関の会計監査人の履歴書

七～十三 (略)

第二十三条 令第二条に規定する内閣府令で定める書類は、転換の場合にあつては、次に掲げる書類とする。

一～五 (略)

六 転換後金融機関の定款、業務方法書、事業計画書及び営業所又は事務所の所在地を記載した書面並びに役員の構成、その氏名及び略歴（役員が法人である場合にあつては、その名称及び沿革）を記載した書面

(新設)

七～十三 (略)